2018年11月26日 2023年11月1日 改訂

血液製剤使用実態調査実施方法および調査結果の取り扱いについて

輸血医療体制検討委員会 委員長 牧野茂義 日本輸血・細胞治療学会 理事長 岡崎 仁

血液製剤使用実態調査は国の委託事業として、日本輸血・細胞治療学会が日本臨床衛生検査技師会および日本赤十字社の協力を得て 2008 年より毎年実施している。本学会の委員会やタスクフォース、および各都道府県の合同輸血療法委員会において、その実態調査結果を有効活用し、安全かつ適正な輸血医療および細胞治療の推進に役立てることが期待されている。そこで、本学会では、血液製剤使用実態調査結果の使用に際して下記の手順を定めた。

ただし、本業務の実施に当たっては、厚生労働省担当者と十分な協議に基づいて実施され、資料の作成に当たっては、個別の医療機関が特定されないように注意する。また、本業務により知り得た情報等については、厚生労働省の許可無く開示等してはいけない。

記

- 血液製剤調査結果の取り扱い手順
- 1. 本調査結果の使用目的を明確にして、各委員会の担当理事もしくは委員長の承認を得る。たとえ、追加調査提供者であっても同様の手順をとる。
- 2. 学会が定めた申請書(添付 1)に必要事項を記載して、学会事務局に提出する。
- 3. 理事運営委員会で申請内容を討議し、厚生労働省の承認後に必要な調査結果を担当者に送付する。なお、送付資料に関しては個別の医療機関が特定されないように注意する。
- 4. 申請者は調査結果の提供希望日を記載する。原則として提供希望日の2ヵ月前までに申請書を提出すること。
- 5. データ発表の際には厚生労働省からの委託事業である血液製剤使用実態調査で得たデータを利用したことを記載すること。